

2009年11月24日

厚生労働大臣 長 妻 昭 様

新 医 協 (新日本医師協会)
会 長 岩 倉 政 城
事務局長 沖 山 明 彦
連 絡 先 〒171 - 0021

東京都豊島区西池袋1-10-2 日高ビル
TEL03-3988-8387 fax03-3983-6165

Mail: shinikyo@nifty.com

URL <http://homepage3.nifty.com/shinikyo/>

タミフルによる健康被害の実態解明と被害拡大防止を求める緊急要望書

要望の趣旨

1. 新型インフルエンザ発症後に死亡した人の死亡に至る経過につき、特にタミフルの服用と突然死との因果関係につき詳しく調べ、その結果を公表すること。かつ、その結果として因果関係がある場合は勿論、疑われる（否定できない）場合は、医薬品の緊急安全性情報を至急当該企業に発出させること。
2. 「医薬品副作用報告制度」により報告されている、新型インフルエンザ患者に使用されたタミフルの副作用報告について、服用時期・量・期間、服用後の経過、服用と副作用との因果関係をどのように判断したのか、等がわかるように、報告の原票も含め、詳しい情報を公表すること。
その結果によっては、重大な副作用被害の防止に必要でかつ有効な対策を迅速に実施すること。

要望の理由

1. 新医協について

新医協（新日本医師協会）は医学（東洋医学を含む）・薬学・保健医療・社会福祉・教育・保育等の専門職種で構成する個人加盟の学術研究団体で、創立は1948年10月です。新医協の活動は「国民の生命と健康を守り、国民本位の医学・保健・医療・福祉の進歩をめざす。」（会則第二条）を目的にしています。年1回総会を開催し、学術研究集会を行っています。

2. 新型インフルエンザ患者の死亡状況からの「疑い」について

現在、新型インフルエンザが大流行と報じられており、それに伴い、死亡者の報告が続いています。この死亡者については、貴省のホームページ（「報道発表資料一覧」）に、個々の人の死亡に至る経過の概略が記されていますが、8月15日から11月12日の間に報告された55人のうち、少なくとも37人にはタミフルを投与と記載されています。そして、その中には、発熱後タミフルが投与されて解熱したにもかかわらず、解熱後1～6日後に死亡した人が3人含まれています。

例えば、9月2日に京都府から報告された60歳代男性の場合、8月25日に発熱してインフルエンザA型陽性と診断され、タミフル治療が行われて翌26日には解熱しましたが、9月1日には状態が急変し、翌2日に死亡（死因＝「劇症型心筋炎の疑い」）と報告されています。

また、9月9日に大阪府から報告された40歳代男性の場合、9月5日に発熱して、7日にインフルエンザA型陽性と診断され、タミフルが投与され、8日には「症状消失し平熱に」なりましたが、翌9日に「朝、症状なく、平熱」であ

ったのに、「11時過ぎ、自宅において意識不明の状態で倒れているところを家族に発見され、府内の病院に搬送された」が、「12時過ぎ、死亡が確認された」（死因＝不明）と報告されています。

これらの経過の詳細は不明ですが、このように、インフルエンザの症状は良くなったにもかかわらず、短時日のうちに死亡しているということは、もしタミフルの服用を継続していたとすれば、その影響を考慮する必要があります。

3. 過去の調査・研究からの「疑い」

タミフルと突然死との関係については、浜六郎医師が詳細な研究を行い、2005年11月の学会報告以来、季刊の医薬品情報誌「薬のチェックは命のチェック」、月刊の医薬品情報誌「正しい治療と薬の情報」等に論文が掲載されており、それらの内容は、「やっぱり危ないタミフル — 突然死の恐怖」（株）金曜日（2008年2月）や「くすりで脳症にならないために タミフル脳症を中心に」医薬ビジランスセンター（2008年11月）から発行の単著にまとめられています。これらより先の2007年7月、英国医師会雑誌 *British Medical Journal* には、6月の論説に対する浜論文が掲載され、2008年4月には、医学領域のリスクと安全に関する国際雑誌 *International Journal of Risk and Safety in Medicine* に第3者の査読を経て掲載された浜論文が掲載されています。

この国際誌において、浜氏は、タミフルを1～2回服用後に突発型反応を起こした例があり（論文発行時期までに突然死は52例と報告）、これはタミフルの中樞神経抑制作用によると考察しています。

4. 厚生労働省HPで公表された「症例票」からの「疑い」

この「突然死」について、厚生労働省は公式には未だタミフルとの因果関係を認めていませんが、2009年6月16日の「精査」では、「タミフルとの関連を報告された死亡事例は76人で、うち突然死は14人」と報告しています。この報告は「医薬品副作用報告制度」をもとに行っていますから、「タミフルとの関連を報告された死亡事例」というのは、医師からそうした報告があったことを意味しています。

今回、私たちは、これらの「突然死」の症例について、厚生労働省のHPで公表された「医薬品副作用・感染症症例票」を調べてみました。その結果、新型インフルエンザ発生以前の季節性インフルエンザの段階においても、前記のように「解熱して症状が改善した」にもかかわらず、また、「脳症を示唆する症状がない」のに、その翌日に急死した症例（下記A・B）や、タミフル服用後2時間ほどで呼吸・心肺停止し死亡、病理解剖で「薬剤性の可能性は否定できない」と記されている症例（下記C）があることが判明しました。

(A) 60代男性。2002年3月1日発熱、インフルエンザの臨床診断でタミフル投与開始、3月5日まで投与され、5日の午後には解熱し、自覚症状（悪寒・関節痛）も改善したが、6日の朝呼吸困難になり、心・呼吸停止、7日午後「多臓器不全」で死亡。

(B) 9歳未満の男子。インフルエンザワクチン2回接種済みであったが、2006年2月21日、40度の発熱、咳・鼻水症状が出て、A型インフルエンザの診断でタミフルシロップ30mgを1日2回投与。「気管支炎、喉頭炎の他に合併症、脳症を示唆する症状等なし」。翌22日5:15、呼吸停止で発見され、6:08蘇生せず死亡。

(C) 30代男性。2002年2月8日、39度の発熱等があり、インフルエンザと診断、12時頃タミフル等を服用し床についたが、14時頃妻が呼吸停止に気づき病院へ救急搬送。心肺蘇生等をしたが、18:45死亡を確認。病理解剖所見では、「両肺のうっ血水腫が著明であり、直接の死因になったと考えられる」。

5. 「理由」の結論

以上から、私たちは、新型インフルエンザ罹患患者の死亡報告の中に、タミフルによって突然死した事例が存在する可能性があることを強く疑い、表記のような要望をする次第です。

何卒よろしくお取り扱いのほどお願い申し上げます。

なお、問題の重要性にかんがみ、この要望書をマスコミ各社にも送付いたしますので、ご了解ください。